

山形県猫の適正飼養ガイドライン

～人と猫が共生できるまちづくりのために～

平成30年3月
令和5年2月改正
山形県



目 次

| | |
|-----------------------|--------|
| 1. はじめに | P1 |
| 2. まず、猫の繁殖力を知ろう | P1 |
| 3. 猫の分類 | P2 |
| 4. 猫の適正飼養対策 | P3～5 |
| (1) 猫を飼い始める前に | |
| (2) 飼い主の心構え | |
| コラム：動物の遺棄・虐待に関する法律と罰則 | P5 |
| 5. 野良猫対策 | P6～11 |
| (1) 猫でお困りの方へ | |
| (2) 野良猫へのエサやりについて | |
| コラム：TNR 活動 | |
| (3) 地域猫活動 | |
| 参考資料 地域猫活動のチラシ（例） | P12～18 |
| 関係法令等 | p19～22 |

1 はじめに

山形県では、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向け、平成 20 年に「山形県動物愛護管理推進計画」を策定し、取組を進めています。

取組により県動物愛護センターに保護される猫は年々減少しているものの、保護される猫の多くは遺棄されたと思われる離乳前の子猫や交通事故で負傷した猫で、このうちの約 4 分の 1 が収容中に衰弱のため死亡しています。

近年は、多頭飼育崩壊や飼い主のいない猫（野良猫）による鳴き声や悪臭など生活環境への影響が問題となることが増えています。

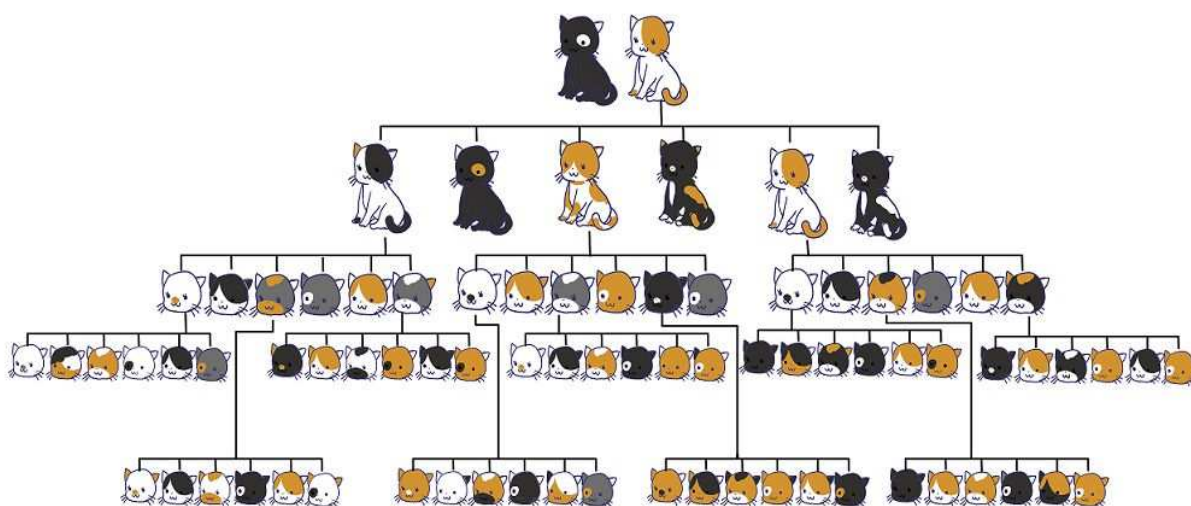
人と猫が快適に暮らせる環境をつくり、不幸な猫を減らすには、猫の特性を知り、適切な猫の飼い方や野良猫との接し方を理解することが重要です。

このガイドラインは、猫の飼い主だけでなく、これから飼い主になる人や、猫で困っている人に向け、適正飼養や問題の解決の一助となるよう作成したものです。

2 まず、猫の繁殖力を知ろう

メスは生後 4～12 か月で妊娠できるようになります。猫は交尾の刺激により排卵するため、交尾すればほぼ 100%妊娠します（ちなみに、オスは 8～12 か月で交尾できるようになります。）。

1 回の出産で 4～8 頭の子を産み、1 年に 2～4 回出産することができます。計算上、1 頭のメス猫から 1 年で 20 頭以上、2 年で 80 頭以上に増える場合があります。このため、最初の猫に不妊去勢等の措置をとることが非常に重要になります。



【1 頭のメス猫から 2 年で 80 頭に増えるイメージ】

3 猫の分類

このガイドラインでは、次に掲げる用語の意味は以下のとおりとしています。

(1) 飼い猫：特定の飼い主（猫を所有又は占有している者）がいる猫

●そと猫

屋内と屋外を出入りしている猫や屋外のみで飼養されている猫。

屋外に猫が出ることで、近隣に対して糞尿被害などの迷惑をかけたり、交通事故や迷子、感染症の危険があります。

また、不妊去勢手術を行っていない場合は、望まれない不幸な猫が生まれることにつながります。



●うち猫

屋内のみで飼養されている猫。

近隣に対して、糞尿被害などの迷惑をかけることがなく、猫にとっても事故や感染症の危険が低く、安全で健康に暮らせます。

国や県では、「うち猫」として飼養することを推奨しています。



(2) 飼い主のいない猫：特定の飼い主がいない又は判明しない猫

●野良猫

特定の飼い主がおらず、屋外で生活している猫。

元々は飼い主がいたが、逃げたり、捨てられたり、不妊去勢手術をしていない「そと猫」による繁殖により、その地域にすみついた猫も含まれます。

屋外で生活しているため、「そと猫」と同様に交通事故や病気に感染する可能性が高く、比較的短命です。



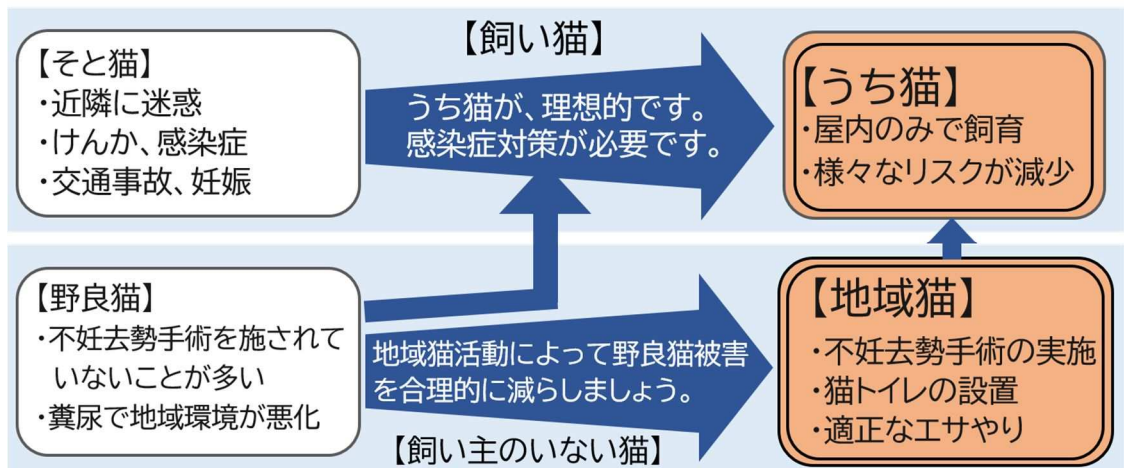
●地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民により適正管理された状態にある特定の飼い主がいない猫。

地域で生活する猫を把握し、その地域に合った方法でエサや糞尿の管理、不妊去勢手術の実施、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に管理し、これ以上数を増やさず一代限りの生を全うします。



*注意：猫の分類の仕方等は、上記に限ったものではありません。



4 猫の適正飼養対策

(1) 猫を飼い始める前に～飼い主になるということ～

動物を飼うということは、その命に責任を持つということです。

飼う前にその動物の習性などをよく調べ、最期をみとるまで飼うことができるかよく考えた上で飼いましょう。最期まで飼えないと思ったら、飼わないことも動物愛護です。

猫を飼い始める前のチェックシート～猫を飼う前に確認してみましょう～

- ① 猫は15年ぐらい生きてくれます。最期をみとるまで飼うことができますか？
猫が病気になっても看病できますか？
- ② 動物の世話を休みはありません。給餌や排せつ物の処理など毎日世話ができますか？
- ③ 猫を飼うのに必要な費用を考えてみましたか？
* エサ代、トイレの砂、首輪、マイクロチップの登録代、ワクチン接種、健康診断、不妊去勢手術、怪我や病気の治療等のため生涯で平均130万円以上の費用が必要とされています。
- ④ 糞尿や鳴き声などで迷惑をかけないように、屋内だけで飼養することができますか？
- ⑤ 家族全員が飼うことに賛成していますか？一時的な感情ではありませんか？
家族に猫アレルギーの人はいませんか？15年後の家族構成も考えてみましょう。
- ⑥ 引っ越しや自分が病気をしたときなど、万が一飼えなくなった時のことを考えていますか？
- ⑦ 猫を飼うことができる居住環境ですか？借家等では所有者から屋内飼養が認められていますか？
- ⑧ 猫はどこから購入または譲り受けますか？
* 保健所や動物愛護ボランティアでも譲渡しておりますので、選択肢の一つとしてご検討ください。また、ペットショップで購入する場合も動物の特徴や飼養方法、関係法令の規制など十分説明を受けてから購入してください。
- ⑨ 災害時に一緒に避難できますか？
- ⑩ 猫のしつけ（キャリーバックを嫌がらない、トイレでの排せつができるなど）について知っていますか？



(2) 飼い主の心構え

① 屋内飼養（近隣への迷惑防止）

猫はストレスが発散される環境（上下運動できるタワー、体がすっぽり入る寝床、つめとぎなど）を整えれば、屋内のみで飼うことができる動物です。交通事故や迷子、感染症、望まない妊娠など屋外の危険から飼い猫を守るため、屋内で飼うようにしましょう。併せて、脱走防止対策に十分留意しましょう。



もし、そと猫として飼っている場合、あなたの猫が他人に迷惑をかけているかもしれません。糞尿や鳴き声など猫に関する苦情が近隣の人間関係に影響を及ぼすことがあります。苦情を受ける前に、屋内飼いにしましょう。

② 不妊去勢手術

猫はとても繁殖力が強い動物です。生まれてくる命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術を行いましょう。不妊去勢手術は、望まない妊娠を防ぐ以外にも、様々なメリットがあります。

<オスのメリット>

- ・マーキングが抑制できる。尿臭が軽減する。
- ・生殖器の病気（精巣腫瘍など）が予防できる。
- ・性格が穏やかになり、けんかも減る。



<メスのメリット>

- ・望まない妊娠・出産が無くなる。
- ・生殖器の病気（乳腺腫瘍、卵巣嚢腫、子宮蓄膿症など）を予防できる。
- ・発情に伴う行動（異常な鳴き声など）が軽減・消失する。

③ 所有者明示

「うち猫」であっても、普段経験のない災害や雷、花火などの際には、パニックになり脱走してしまう場合があります。

マイクロチップや首輪へ連絡先を書いた名札を装着し、飼い主がすぐにわかるようにしておきましょう。

マイクロチップとは、動物の個体識別を可能にする直径2mm、長さ10mm程度の円筒形の電子標識器具。動物病院等で皮下に埋め込んでもらい、データベースに情報を登録することで個体識別が可能となります。

動物愛護管理法の改正により、令和4年6月から販売される犬や猫へのマイクロチップ装着・登録が義務付けられました。それ以前から飼っている犬や猫及び譲渡等により入手した犬や猫については、努力義務となっています。



④ 災害時の備え

災害時に備え、猫と一緒に避難（同行避難）できる準備をしておきましょう。非常用のペットフード、水、薬、トイレ用品等を備蓄しておきましょう。

同行避難のためには、日頃からキャリーバックを嫌がらない、トイレで排せつができるなどのしつけをしておくことが大切です。各種ワクチンの接種や、寄生虫の駆除は大事なマナーとなります。

詳しくは、「山形県ペット同行避難マニュアル」をご覧ください。



⑤ 終生飼養

猫の寿命は「うち猫」で約16年と言われています。自分（飼い主）が病気になったり、どうしても飼えなくなったりしたときのために、責任を持って新たな飼い主を探しておきましょう。

動物の遺棄・虐待に関する法律と罰則

●動物を捨てることは犯罪です！

動物の愛護及び管理に関する法律により、愛護動物を遺棄・虐待したものは、“1年以下の懲役または100万円以下の罰金”と規定されています。



●動物の健康を損なうような飼い方も罪に問われます！

虐待は、暴力をふるうだけでなく、適切に世話をしない場合も含まれます。例えば、糞尿が堆積する等不衛生な場所で飼養する、病気や怪我の状態でも放置する、理由なくエサや水をあげないといったネグレクトも虐待にあたります。



途中で飼えなくなって捨てる、動物の具合が悪くてもお金がないから動物病院に連れていけない等ということがないように最期まで責任をもって飼えるのかを考え、少しでも不安が残るときは飼わないという選択をすることも大切です。

(参考)







愛護動物をみだりに殺傷した場合、動物の愛護及び管理に関する法律により、“5年以下の懲役または500万円以下の罰金”と規定されています。



5 野良猫対策

(1) 猫でお困りの方へ

猫が庭に入るのを防止する方法には、次のようなものがあります。

| | 方法 | 使用方法等 |
|-------|---|--|
| 忌避剤 | 市販の忌避剤 | ペットショップや薬局、ホームセンターで販売されています。 ※長期間にわたって効果が持続するわけではありません。 定期的に繰り返し撒く必要があります。 |
| | 木酢液 | 園芸用肥料としてホームセンター等で販売されています。 希釈して、猫の通る場所に散布したり、スポンジや布に浸み込ませて置いたりします。 |
| | ハーブ類 | ハーブなどの強い臭いの植物を猫は嫌がります。猫の通り道に直接植物を植えたり、鉢植えを置いたりします。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><植物の例></p>  <p>ゼラニウム</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>レモングラス</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ローズマリー</p> </div> </div> |
| 構造物 | 水  | 猫は水を嫌う傾向にあります。猫の通り道や糞をする場所に、ホース等でたっぷり水を撒き濡らしておきます。 |
| | とげ状シート | 園芸店等に販売されているものを、猫が飛び上がる場所の足元や跳び越えられない幅で通路に敷きます。  |
| 物理的方法 | 超音波機器  | センサーで感知すると猫が嫌がる超音波を出して追い払います。 ※耳が聞こえない猫には効果がありません。また、猫が慣れてしまう場合があります、費用対効果を考える必要があります。 |
| | ブザー | 遠隔操作式のもの、センサー付きのものが防犯グッズとして販売されています。猫が通過するときに鳴らすと猫が警戒して嫌がります。 |

留意事項

- ・猫の個体差によって効果は異なるため、絶対に効くものではありません。繰り返して使用することや、複数の方法を組み合わせることが必要です。
- ・猫は愛護動物です。虐待にあたるようなことは絶対にしないでください。

(2) 野良猫へのエサやりについて

近隣との良好なコミュニケーションは地域生活の基本ですが、野良猫にエサを与える場合は、特に近隣との関係が重要となってきます。以下の必要な対策を行った上で適切に給餌することを、しっかり近隣住民に説明しましょう。

- 繁殖を防ぐため、不妊去勢手術を行いましょう。

- 毎日同じ時間、同じ場所で給餌し、猫の食後はすぐに片づけて現場を清掃しましょう。



- 置きエサ（エサを置いたまま現場から離れること）は厳禁です。エサのにおいによって周辺地域からどんどん猫を集めることとなります。カラスや虫も集まり、地域環境を悪化させます。



- 近隣の糞尿被害を低減するため、猫用トイレを設置しましょう。猫用トイレの作り方は下記のとおりです。

猫用トイレの作り方・管理

<用意するもの>プランター、底網、小石、園芸用土、砂

<手順>

1. プランターの底に底網シートを敷きます。
 2. 水はけがよくなるよう、小石を敷き詰めます。
 3. その上に園芸用土を敷き詰め、さらに土の表面を覆うくらいに砂を敷き詰めます。
 4. 他でした糞を持ってきて、トイレに置きます（初回のみ）。
 5. 猫の通り道の目立たず、なるべく雨がかからない場所に置きます。
- ※ ふかふかに掘り起こした地面やコンクリート上に作ることもできます。園芸用土や砂を敷き、石などでトイレを囲って、4と同様にします。



<普段の管理>

毎日糞をとり、土を掘り返してフワフワにしておきます。



▲プランターで作った例



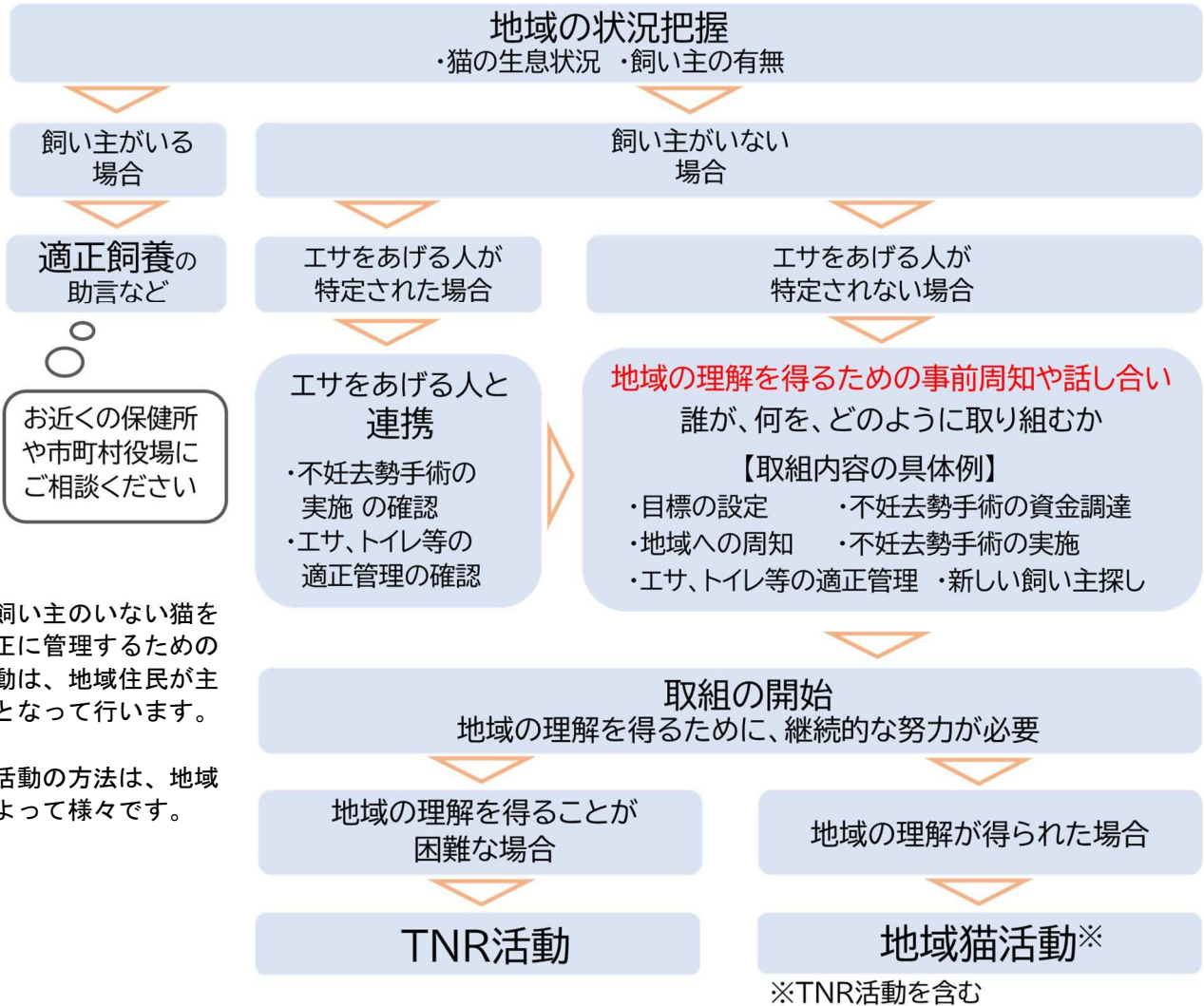
▲発泡スチロールで作った例



▲用土と砂を盛った例

- エサやり禁止では、隠れてエサをあげる行為が続き、解決しないことが多いようです。
- 町内会などで相談して上記ルールの設定や地域猫活動の実施を検討しましょう。

飼い主がいない猫を適正に管理するための活動の例示



○飼い主のいない猫を適正に管理するための活動は、地域住民が主体となって行います。

○活動の方法は、地域によって様々です。

TNR 活動

TNR とは、①猫を捕獲する (Trap)、②猫に不妊去勢手術を施す (Neuter)、③猫が生活していた元の地域へ戻す (Return) という頭文字をとったものです。飼い主のいない猫を今以上に増やさないための取組です。不妊去勢手術の麻酔下で、耳先を V 字カットして、一目で手術済みの猫であることが分かるようにします。不妊去勢手術の実施前には、該当の猫に飼い主がいないことを確認する必要があります。



(3) 地域猫活動

【目的】

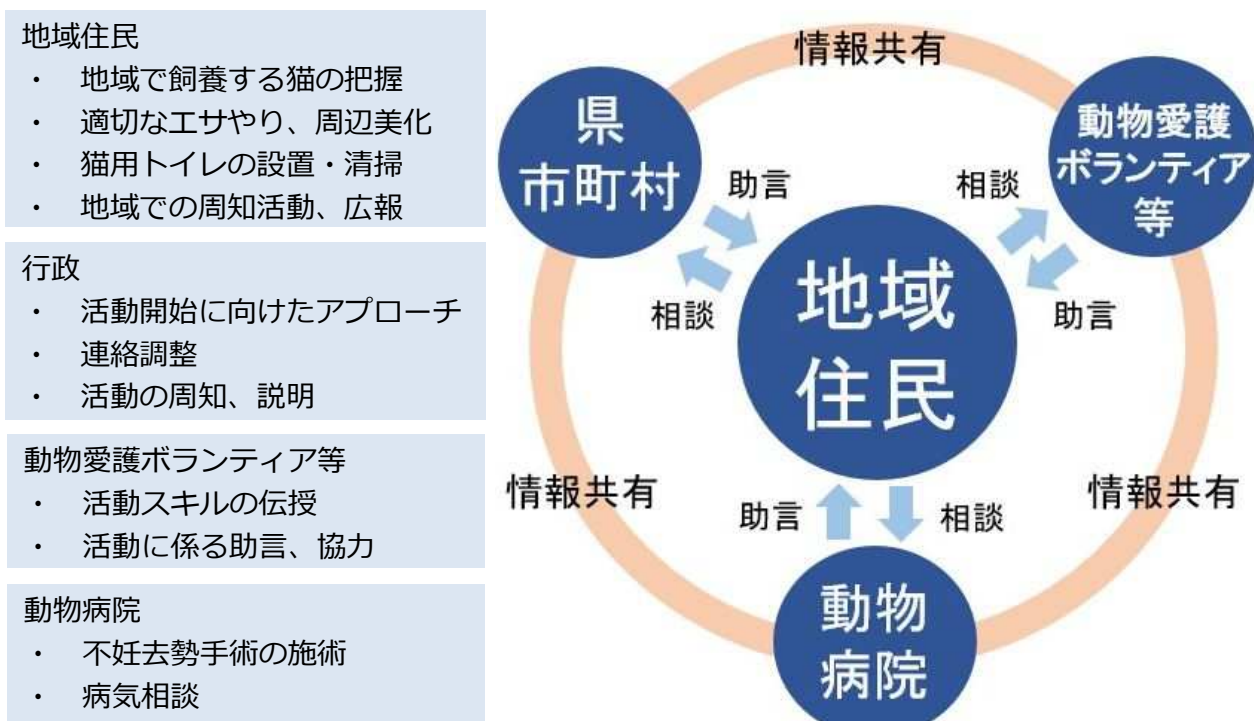
地域猫活動は、野良猫を原因とする地域の生活環境被害の解決を目指し、不妊去勢手術や適切なエサやりの実施により、将来的に野良猫をなくしていくことを目的としています。

地域猫活動は、「猫」の問題ではなく、「地域の環境問題」としてとらえ、地域で計画的に取り組んでいく必要があります。

【役割分担】

地域猫活動はあくまで「地域住民」が主体となって行う活動です。

そこに行政や動物愛護ボランティア等がそれぞれの役割において支援し、連携して対応します。「地域住民」、「行政」、「動物愛護ボランティア等」、「動物病院」の協働活動が重要です。



【地域猫活動の手順】

① 地域住民への活動の周知（参考：資料1）

地域には、猫が好きな人、猫が嫌いな人、猫に関心のない人など様々な人が生活しています。人間関係のトラブルの原因とならないよう、様々な立場の人が参加できる話し合いや説明会の場で、事前に地域猫活動の趣旨を理解してもらいましょう。十分な話し合いや説明会が必要ですが、行政や動物愛護ボランティアにアドバイザーとして参加してもらおうとスムーズに理解が得られやすいようです。

地域周辺の猫の飼い主には、野良猫を増やさないために、終生飼養、不妊去勢手術、屋内飼養、所有者明示といった適正飼養の啓発をすることも必要です。



② 活動の実施

●地域の猫に関する状況の把握

活動の対象となる飼い主のいない猫の実態を把握するため、そと猫や野良猫の頭数や分布、問題の発生場所・内容、エサ場の位置、エサをあげる人、糞が多い場所などを確認します。その際、地図にまとめると分かりやすくなります。エサをあげている人を見つけた場合には、この活動の趣旨を説明して協力を得ます。

地域猫として管理する猫は、写真などで判別できるようにしましょう。不妊去勢手術の実施前に、該当の猫に飼い主がいないことを確認する必要があります。



●猫用トイレの設置

所有者や管理者の了解を得て、地域で決めた場所にトイレを設置し、その場所で排泄するよう誘導しましょう。トイレの数は多めに設置し、清潔を保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。作り方は7ページを参考にしてください。

●正しいエサやりの徹底

エサ場を設置する際は、周辺の方の了解を得ましょう。

エサ場は地域で決めた場所に固定し、決まった時間にエサを与え、それ以外の場所や時間帯には与えないようにします。エサは食べ終わるのを待って食べ残しと容器を回収し、周辺の清掃を行いましょ。

置きエサは周辺地域から未手術猫を集めてしまい、手術が無駄になってしまうため、絶対にやめましょ。



② 不妊・去勢手術の実施（参考：資料2）

地域内で飼い主のいない猫が今以上に増えるのを防ぐため、地域猫活動の対象猫には必ず全頭不妊去勢手術を実施ましょ。猫の捕獲は予定通りにいかないことがあるので、事前に、活動に理解がある獣医師や動物病院を調べておき、時間の調整などの協力を得られるようにしておくとよいでしょう。手術済みの猫を簡単に識別できるように、手術の際に耳先をV字にカットしてもらいましょ。

手術費用は、寄付・募金・自治会による予算化やクラウドファンディング、フリーマーケット等での集金の方法で工面している方が多いようです。

猫の不妊去勢手術の助成制度がある市町村では、こういった猫が対象になるか確認し、制度を活用するとよいでしょう。

④ 活動結果の周知（参考：資料3、4）

不妊去勢手術の完了時など活動の節目ごとに、地域の回覧板などで報告（猫の頭数、手術数、トイレ設置状況、カンパの状況など）を行います。自分たちの活動について広く知ってもらふことは、地域住民が猫の問題を理解し、解決するうえで重要な活動となります。積極的に広報することにより新たな協力が得られることもあります。



保護・譲渡活動は慎重に

活動の過程で、猫を保護するか否か判断せざるを得ない場合があるかもしれません。猫の保護・譲渡活動は、金銭的、時間的、労力的なコストが大きいので御自身のキャパシティをよく考えて、絶対に無理のない範囲で行ってください。

「かわいそう」との思いから、どんどん猫を保護してしまい、地域猫活動ができなくなった事例もあります。

〇〇〇町会 △△地区 XXXX年XX月XX日

飼い主のいない猫対策を始めます

近隣で、飼い主のいない猫（ノラ猫）が増えています
これ以上の繁殖をストップするため、不妊去勢手術を進めます

捕獲し、不妊去勢手術をし、元の場所に戻します（「TNR」といいます）



手術済の猫は耳先を
V字にカットします

耳先カットの猫は
もう繁殖しません

効果的に対策を進めていくために、付近の猫の情報を求めています
猫情報をご存知の方、ぜひ下記までご連絡ください（個人情報厳守します）

対策の効果

ノラ猫は、過酷な環境で生きているため、多くが4～5年の寿命です。
このため、地域の全頭に手術をすれば、着実に頭数が減っていきます。
また、発情期の鳴き声が無くなり、ケンカや強烈な尿の臭気も減少します。

飼い猫には首輪（名札付き）の装着を

「飼い主の連絡先の付いた首輪をつけていない」猫や、「耳先カットが無い」猫は、
未手術のノラ猫と区別がつかず、手術対象と判断されてしまいます。
放し飼いの方、手術済のノラ猫の情報をお持ちの方は、ご連絡ください。

※ 外に出ている猫は、室内飼育の猫と比べ、圧倒的に短命です。猫は室内飼育をお勧めします。

これ以上猫を集めないエサやりの方法

① 迷惑にならない場所で、② 毎日同じ時間に、③ 多すぎない量のエサを、
④ 小皿で、頭数分に小分けして与え、⑤ 猫の食後はすぐに片付けて清掃します。

※ エサを置いたまま放置すると、臭いにつられて周辺地域から未手術猫が集まってしまい、
対策が無駄になりますので、止めましょう。

お手伝いしていただける方

地域の皆さまのご協力によって、よりスピーディーに、より効果的に、対策が進みます。
どのような些細なことでも構いません。ぜひ、下記までご連絡ください。

例：捕獲した猫の病院への搬送、チラシなど発行物の印刷、捕獲手伝い など

※ このような活動を「地域猫活動」といい、XX市、山形県も推奨しています（別紙をご参照ください）。

※ 行政ではノラ猫の駆除はしていません。また、安易な引き取りも行っていません。

※ 手術では、1頭あたりオスXXXXX円、メスXXXXX円の費用がかかります。
対策を確実に進めていくため、可能な範囲でご寄付をいただくと、大変にありがたく存じます。

現金：下記までご連絡ください（領収書をお渡します）。

振込：XXX銀行〇〇〇支店 普通口座XXXXXX 〇〇〇チヨウカイ ネコタイサク マツナミタロウ

〇〇〇町会 △△地区 猫対策班 090-XXXX-XXXX (〇〇)

飼い主のいない猫対策を始めます

すでにお知らせしたとおり
ノラ猫の繁殖をストップするため、不妊去勢手術を行います

〇月△日から、手術のための の捕獲作業を開始します

捕獲し、不妊去勢手術をし、元の場所に戻します（「TNR」といいます）



©公益財団法人どうぶつ基金



手術済の猫は耳先をV字にカットします

耳先カットの猫はもう繁殖しません

飼い猫には首輪（名札付き）の装着を

「飼い主の連絡先の付いた首輪をつけていない」猫や、「耳先カットが無い」猫は、未手術のノラ猫と区別がつかず、手術対象と判断されてしまいます。

放し飼いしている方、手術済のノラ猫の情報をお持ちの方は、ご連絡ください。

※ 外に出ている猫は、室内飼育の猫と比べ、圧倒的に短命です。猫は室内飼育をお勧めします。

お手伝いしていただける方

地域の皆さまのご協力によって、よりスピーディーに、より効果的に、対策が進みます。どのような些細なことでも構いません。ぜひ、下記までご連絡ください。

例：捕獲した猫の病院への搬送、チラシなど発行物の印刷、捕獲手伝い など

- ※ このような活動を「地域猫活動」といい、××市、山形県も推奨しています（別紙をご参照ください）。
- ※ 行政ではノラ猫の駆除はしていません。また、安易な引き取りも行っていません。
- ※ 手術では、1頭あたりオスXXXXX円、メスXXXXX円の費用がかかります。対策を確実に進めていくため、可能な範囲でご寄付をいただくと、大変にありがたく存じます。
現金：下記までご連絡ください（領収書をお渡します）。
振込：×××銀行〇〇〇支店 普通口座XXXXXX 〇〇〇チヨウカイ ネコタイサク マツナミタロウ

〇〇〇町会 △△地区 猫対策班 090-XXXX-XXXX (〇〇)

飼い主のいない猫対策 経過報告

飼い主のいない猫（ノラ猫）の被害対策として、
繁殖をストップさせるための不妊去勢手術を進めています

メス3頭、オス2頭の手術が完了しました。予定では、あとメス〇頭、オス〇頭です



手術済の猫は耳先をV字にカットしています。
耳先カットされた猫は一代限りの命ですので、どうか見守って
いただきたく思います。

猫情報をご提供くださった方、捕獲にご協力いただいた方、
ご寄付いただいた方、皆様、どうもありがとうございました。
残りの猫の手術に向けて、引き続き対策を進めていきます。

ノラ猫は、過酷な環境で生きているため、多くが4～5年の寿命です。
このため、地域の全頭に手術をすれば、着実に頭数が減っていきます。
発情期の泣き声も無くなり、ケンカや強烈な尿の臭気も減少します。

飼い猫には首輪（名札付き）の装着を

「飼い主の連絡先の付いた首輪をつけていない」猫や、
「耳先カットが無い」猫は、未手術のノラ猫と区別がつかず、
手術対象と判断されてしまいます。

放し飼いしている方、手術済のノラ猫の情報をお持ちの方は、
ご連絡ください。

※ 外に出ている猫は、室内飼育の猫と比べ、圧倒的に短命です。猫は室内飼育をお勧めします。

お手伝いしていただける方

皆さまのご協力によって、よりスピーディーに、より効果的に、対策が進みます。
どのような些細なことでも構いません。ぜひ、下記までご連絡ください。

例：捕獲した猫の病院への搬送、チラシなど発行物の印刷、捕獲手伝い など

裏面があります

会計報告 (〇月×日現在)

| | | |
|----|---------------------|---------|
| 支出 | 手術費 (オス) 6,480円×2頭 | 12,960円 |
| | 手術費 (メス) 12,960円×3頭 | 38,880円 |
| | 計 | 51,840円 |
| 収入 | ご寄付 (6名様) | 60,000円 |
| 収支 | | 8,160円 |

※ 病院の領収書を見たい方はご連絡ください。

※ ご寄付いただいた方、心より感謝申し上げます。

※ 対策を確実に進めていくため、可能な範囲でご寄付をいただけると、大変ありがたく存じます。

現金：下記までご連絡ください (領収書をお渡しします)。

振込：×××銀行〇〇〇支店 普通口座XXXXXX

〇〇〇チョウカイ ネコタイサク マツナミタロウ

エサやりのマナー ～これ以上ノラ猫が集まらないように～

【新たな猫を寄り付かせず、頭数管理していくための、マナー6点セット】

- ① 元々地域にいる手術済 (または手術予定) の猫だけに、
- ② 迷惑にならない場所で、
- ③ 毎日同じ時間に、
- ④ 多すぎない量のエサを、
- ⑤ 小皿で、頭数分に小分けして与え、
- ⑥ 猫の食後はすぐに片付けて清掃します。

※ 元々エサを置きっぱなしにしていた場合も、エサの時間を決めてすぐに片付けるようにすると、数日間のうちに、ほとんどの猫がちゃんとその時間に集まるようになります。

【耳カットされていない猫には、エサを与えないで】

周辺地域からやって来た猫は、元の地域にちゃんとエサ場がありますので、エサを与える必要はありません。

(数日様子を見て、それでもやってくる場合は、手術をしますのでご連絡ください。)

【エサを放置すると、対策が無に帰します】

エサを置いたまま放置すると、臭いにつられて周辺地域から未手術猫が集まってしまい、これまでの手術が無駄になります。また、カラスや虫が集まり不潔です。

ご近隣に配慮し、マナーを守りましょう。

猫は爆発的な繁殖力があり、1匹のメスから始まって、1年以内に孫の代まで誕生し、20匹以上増えます。そうなると、フン尿などの被害が非常に深刻になります。

**猫で困っている方も、猫が好きな方も、
ともに気持ちよく暮らせる町になってほしいと願い、
この活動をしています。**

※ このような活動を「地域猫活動」といい、××市、山形県も推奨しています (別紙をご参照ください)。

※ 行政ではノラ猫の駆除はしていません。また、安易な引き取りも行っていない。

引きつづき、ご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

〇〇〇町会 △△地区 猫対策班 090-XXXX-XXXX (〇〇)

飼い主のいない猫 全頭手術完了

△△地区の飼い主のいない猫（ノラ猫）の被害対策として、繁殖をストップさせるための不妊去勢手術をしました

現時点での**全頭手術が完了**しました。**メス〇頭、オス〇頭**でした



猫情報をご提供くださった方、捕獲にご協力いただいた方、ご寄付いただいた方、

皆様、どうもありがとうございました。



手術済の猫は**耳先をV字にカット**しています。
耳先カットされた猫は一代限りの命ですので、どうか見守っていただきたく思います。

ノラ猫は、過酷な環境で生きているため、多くが4～5年の寿命です。このため、地域の全頭に手術をすれば、着実に頭数が減っていきます。発情期の泣き声も無くなり、ケンカや強烈な尿の臭気も減少します。

エサやりのマナー ～これ以上ノラ猫が集まらないように～

【新たな猫を寄り付かせず、頭数管理していくための、マナー6点セット】

- ① 耳先カットの猫だけに、② 迷惑にならない場所で、③ 毎日同じ時間に、④ 多すぎない量のエサを、⑤ 小皿で、出来るだけ頭数分に小分けして与え、⑥ 猫の食後はすぐに片付けて清掃します。

※ 元々エサを置きっぱなしにしていた場合も、エサの時間を決めてすぐに片付けるようにすると、数日間のうちに、ほとんどの猫がちゃんとその時間に集まるようになります。

【耳カットされていない猫には、エサを与えないで】

周辺地域からやって来た猫は、元の地域にちゃんとエサ場がありますので、エサを与える必要はありません。

(数日様子を見て、それでもやってくる場合は、手術をしますのでご連絡ください。)

【エサを放置すると、対策が無に帰します】

エサを置いたまま放置すると、臭いにつられて周辺地域から**未手術猫が集まって**しまい、**これまでの手術が無駄**になります。また、カラスや虫が集まり不潔です。

ご近隣に配慮し、マナーを守りましょう。

裏面があります

| | | |
|----|-------------------|---------|
| 支出 | 手術費（オス）6,480円×4頭 | 25,920円 |
| | 手術費（メス）12,960円×4頭 | 25,840円 |
| | 計 | 77,760円 |
| 収入 | ご寄付（10名様） | 80,000円 |
| 収支 | | 2,240円 |

- ※ 病院の領収書を見たい方はご連絡ください。
- ※ ご寄付いただいた方、心より感謝申し上げます。
- ※ 私たちは地域の一員として、地域環境改善のためにボランティアで対策をしています。可能な範囲でご寄付をいただけますと、大変にありがたく存じます。

現金：下記までご連絡ください（領収書をお渡しします）。
 振込：×××銀行〇〇〇支店 普通口座XXXXXX
 〇〇〇チヨウカイ チイキネコ マルヤママルコ

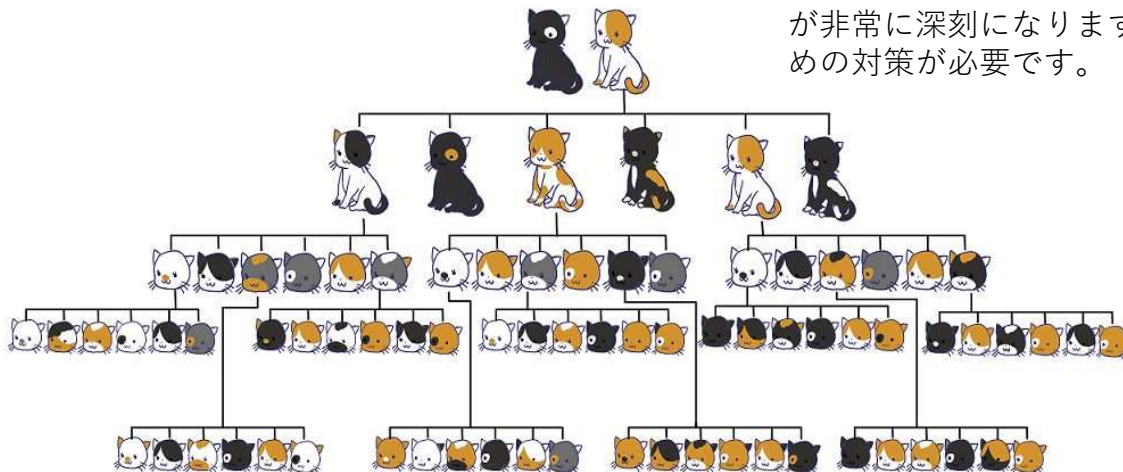
これからも情報提供をお願いいたします

頭数減少に向けて、継続的に地域のノラ猫事情を把握していく必要があります。「耳先がカットされていない猫を地域で見た」など、今後もノラ猫に関する情報を、ぜひお寄せください。

地域の皆様のご協力をいただきながら、地域環境改善を図っていきたくと考えています。

猫は**繁殖力がとても強い**です。

計算上、1頭のメスから始まって1年で20頭以上に増えることがあります。そうすると糞尿などの被害が非常に深刻になりますので、早めの対策が必要です。



【1頭のメス猫から2年で80頭に増えるイメージ】

**猫で困っている方も、猫が好きの方も、
 ともに気持ちよく暮らせる町になってほしいと願い、
 この活動をしています。**

- ※ このような活動を「地域猫活動」といい、××市、山形県も推奨しています（別紙をご参照ください）。
- ※ 行政ではノラ猫の駆除はしていません。また、安易な引き取りも行っていません。

引きつづき、ご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

〇〇〇町会 △△地区 地域猫対策班 090-XXXX-XXXX（〇〇）

ご存知ですか？

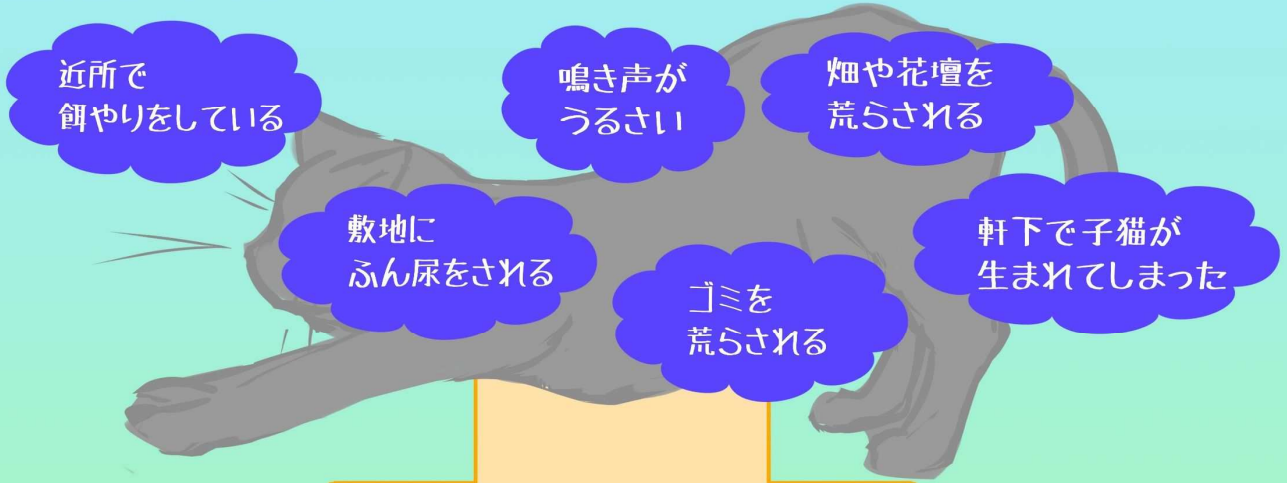
資料1～4の別紙



地域ねご活動



一県にはのら猫に対する苦情・相談が多く寄せられています。



地域主体で取り組むのら猫対策

<協力の例>

問題発生

・のら猫のどんな行動に困ってるのか
 ・どこに何頭猫がいるのか

🐱 目標 🐱

地域で暮らす猫は一代のみとし、
 一代の寿命が終わったら地域から猫がいなくなること。

地域の現状把握

地域住民が意見を出し合い、
 協力し合える取り組み方を決める

地域住民へ
結果報告

- 計画
- 資金
- 役割分担
- ルール

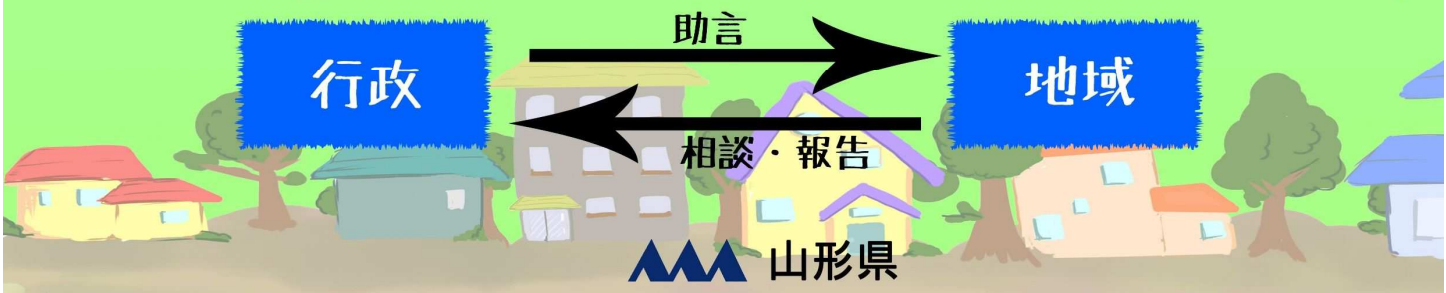
活動

地域で話し合い

地域ぐるみでのら猫を管理しながら
 少しずつ頭数を減らし、問題解決を
 目指す活動を地域猫活動と言います。



- ・猫用トイレ設置
- ・餌やりルール徹底
- ・避妊・去勢手術など



参考資料

○ 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（普及啓発）

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物については第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(周辺の生活環境の保全等に係る措置)

- 第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 - 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
 - 5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所の立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
 - 6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
 - 7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

- 第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認められる場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように講じなければならない。
- 2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(罰則)

- 第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
- 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 - 3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

○ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（抜粋）

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

（虐待を受けるおそれがある事態）

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

○ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあつては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等によ

- り周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
 - 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
 - 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第 22 条の 5 の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
 - 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

第 8 準用

家庭動物等に該当しない犬又は猫については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

【問合せ先】

| 名称 | 電話番号 |
|------------------------|--------------|
| 山形県防災くらし安心部 食品安全衛生課 | 023-630-2677 |
| 村山総合支庁生活衛生課 | 023-627-1187 |
| 最上総合支庁保健企画課生活衛生室 | 0233-29-1261 |
| 置賜総合支庁生活衛生課 | 0238-22-3750 |
| 庄内総合支庁生活衛生課 | 0235-66-4748 |

※山形市内の方は山形市動物愛護センター(023-681-1210)へお問合せください